

# 最低制限価格の算定基準の見直しについて

## 1 趣旨

本市では今年度4月から工事請負における予定価格1億円未満の一般競争入札（総合評価落札方式を除く。）を対象として最低制限価格制度を導入しています。

このたび、本市が準じている国の基準が改正されたことに伴い、本市の最低制限価格の算定基準を見直します。

## 2 算定基準

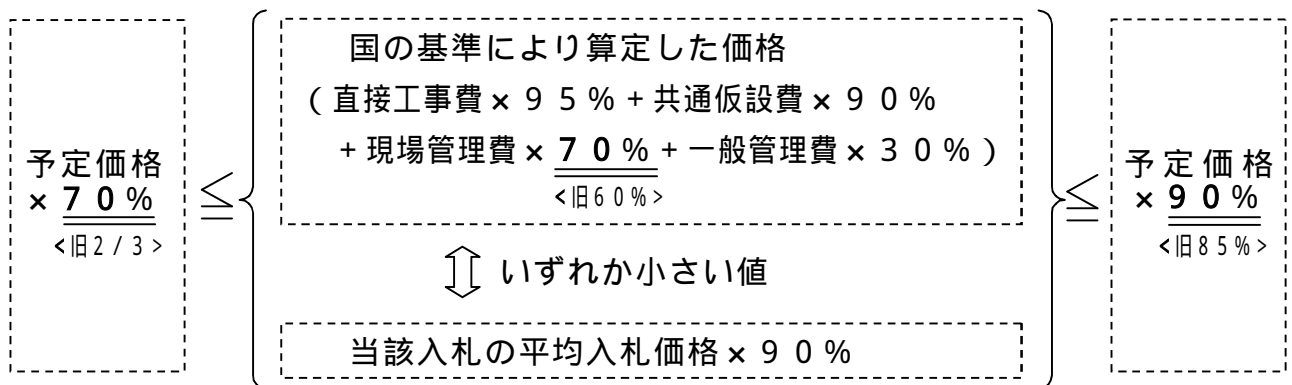
以下の と のいずれか小さい値を最低制限価格とします。ただし、その下限は予定価格の70%（旧2/3）、上限は予定価格の90%（旧85%）とします。また、算定する際の端数の取扱いについては、別紙のとおりとします。

国の基準により算定した価格  
（直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90%  
+ 現場管理費 × 70%（旧60%） + 一般管理費 × 30%）

当該入札の平均入札価格の90%

この場合、予定価格を超過した入札者と予定価格の70%に満たない入札者を除いて算定します。

（参考図）



## 3 実施時期

平成21年8月公告分から実施

## 4 その他

低入札価格調査基準価格（予定価格1億円以上または総合評価落札方式の工事請負契約で設定）についても、同様の算定基準に改正します。ただし、2については予定価格を超過した入札者のみを除いて算定します。

最低制限価格を算定する際の端数の取扱いについて

最低制限価格は以下のように算出します。

( 1 ) 予定価格算出の基礎となった次の ~ の額を合計します。

直接工事費 × 0.95

共通仮設費 × 0.9

現場管理費 × 0.7

一般管理費 × 0.3

~ の各々の額を求める際には小数点以下の端数処理は行わず、 ~ の額を合計した後に小数点以下の端数を切り捨てます。

( 2 ) 入札者の平均入札額を求め、その額に 0.9 を掛けます。

平均入札額を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらにその額に 0.9 を掛けた後に小数点以下の端数を切り捨てます。

( 3 ) ( 1 ) または ( 2 ) のうちいずれか低い額が最低制限価格となりますが、次のような場合があります。

( 1 ) または ( 2 ) のうちいずれか低い額が予定価格 × 0.9 を超えるとき。

⇒ 予定価格 × 0.9 が最低制限価格となります。

このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。

( 1 ) または ( 2 ) のうちいずれか低い額が予定価格 × 0.7 に満たないとき。

⇒ 予定価格 × 0.7 が最低制限価格となります。

このとき、小数点以下の端数は切り上げます。